

UC

令和5年度

浜松市内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

浜 松 市 監 査 委 員

浜 監 第 72 号
令和 6 年 9 月 13 日

浜松市長 中 野 祐 介 様

浜松市監査委員 川 嶋 朗 夫
浜松市監査委員 佐 藤 雅 秀
浜松市監査委員 渥 美 誠
浜松市監査委員 齊 藤 晴 明

内部統制評価報告書に係る審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 5 年度浜松市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度 内部統制評価報告書に係る審査意見

第1 審査の基準

この審査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 審査の対象

この審査は、市長から令和6年6月19日に審査に付された令和5年度浜松市内部統制評価報告書(以下「評価報告書」という。)を対象とした。

第3 審査の期間

令和6年6月19日から同年8月19日まで

第4 審査の着眼点及び実施内容

第2に定める書類について、以下の点を着眼点とし、検証した。

- ・ 市長による評価が市長が定めた評価手続に沿って適切に実施されているか
- ・ 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

審査手続については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)のV「監査委員による内部統制評価報告書の審査」の趣旨に沿って、必要に応じて関係部局等に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 審査の結果

1 審査結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

2 審査意見

令和5年度は、内部統制環境の強化を行う第2ステージ(令和5年度～7年度)の初年度として、リスク管理能力の強化や管理職のマネジメント意識の醸成・向上などを行った。また、令和5年度から事務ミスを経営報告書における運用上の不備と位置付け、事前統制に向けた取組を開始した。

内部統制環境の強化に当たり、全庁的な体制の整備及び推進並びに適正な事務処理の定着のため、次のとおり意見を述べる。

(1) 第2ステージにおける内部統制の取組について

第2ステージでは、取組リスクを令和4年度の3,610件から全庁的及び共通業務リスク1,821件に限定した上で、重要性の評価と業務管理の達成状況によりモニタリング対象リスクを64件に絞りこんだ。優先的に対応すべきリスクを集約したことによりメリハリの利いたリスク管理が可能となった。

制度統括課は、今後においても、各課のリスク評価の質を高めることが可能となるよう、客観的で評価しやすい基準の整備を行うとともに、管理すべき重要なリスクを取りこぼすことがないよう評価指標の一層の充実を図られたい。

(2) 事務ミス報告について

令和5年度から事務ミスを経営報告書における運用上の不備とし、その報告件数は91件であった。制度統括課では事務ミス報告・評価シートを全庁的に公開しているが、「不十分な管理監督」などの業務の執行体制を原因とするミス、「書類確認・チェック機能不全」などのヒューマンエラーを原因とするミスは高い比率で横ばいの状況にある。

令和5年度、複数の課で発生した自動販売機等電気料算定誤りについては、最初にミスを把握し、その広がりや危惧した会計課と事務ミスの連絡を受けて庁内に照会を行った制度所管課であるアセットマネジメント推進課の対応により、同様な事務ミスを、早期に発見することができた。このように単独のミスと思われる事柄が複数の課で発生した場合に制度所管課が事務ミスとして早期に認識する仕組みの重要性が明らかになった。

制度統括課は事務ミスの発生が制度所管課に即時に伝わるとともに、庁内で情報共有を促進する仕組みを構築するなど、同種・類似の事務ミスの把握及び未然防止・再発防止を図られるよう、積極的に関与するよう努められたい。

